

JRPS 会報誌（第2回）

障害年金を受給するためにはどの程度の視野や視力が求められるのかをお話します。

障害の程度の認定にあたっては「国民年金・厚生年金・障害認定基準」というものが定められており、それに則って診査が行われます。

国民年金、厚生年金（共済含む）に共通しているものは1級および2級として以下のものが指定されています。

- ① 両眼の視力の和が0.04以下（1級）
- ② 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下（2級）
- ③ I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内（2級）
- ④ I/4の視標で両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ、I/2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下（2級）

また厚生年金に特有なものとして3級および障害手当金が設定されています。これらの対象となるためには初診日に自身が厚生年金に加入していたことが条件となります。それが以下のものです。

- ⑤ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下（3級）
- ⑥ 両眼の視力がそれぞれ0.6以下（障害手当金）
- ⑦ 一眼の視力が0.1以下（障害手当金）
- ⑧ 両眼の視野が2分の1以上欠損したもの（障害手当金）
- ⑨ I/4の視標で両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの（障害手当金）

そして今回のポイントはここからです。この障害認定基準の中の認定要領にはこう記されています。

「傷病が治らないものについては障害手当金に相当する程度の状態であっても3級とする」

つまり、網膜色素変性症のように現在治療法がなく、進行性の疾患で今

後も悪化が予想されるようなケースでは、障害手当金程度の軽微な状態でも3級の障害年金を受給することができるということです。上記⑥～⑨を改めて見てください。視力では両眼とも0.6以下もしくは片眼0.1以下になれば3級に該当することになります。

「え、その程度で障害年金もらえるんですか？」と感じた方も多いことでしょう。しかし実際、私がサポートした方の中にもこの文言通り障害手当金相当なのに3級の障害年金を受給できたという方がたくさんいらっしゃいます。

ただ残念なことにこの情報は広く知れ渡っているわけではありません。眼科医はもちろんのこと行政機関の職員でもこれらの知識を持ち合わせていないことは珍しくありません。

当事者である私たちが積極的にこれらの知識・情報を用いて障害年金の請求に踏み切ることが重要です。前回もお話ししたように、障害年金は福祉制度ではなく保険制度です。条件を満たせば正々堂々と受け取っていい年金なのです。

障害年金はあなたの未来への選択肢を広げる可能性をもっています。まだ自分の状態では該当しないと思っている方、請求自体をためらっている方、そもそも障害年金そのものをご存じない方、これをきっかけに必要な人すべてに適正な障害年金が行き渡るよう情報の共有を行っていきましょう。